

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市伝統芸能継承事業補助金
補助の区分	事業補助（事業補助）
補助の概要	長い年月の間に守り伝えられてきた郷土の伝統芸能を継承・発展させることを目的として、市内の団体が行う計画的・継続的に伝統芸能を知る・見る・触れる機会を提供する活動に対して補助金を交付する。
補助事業者	市内に活動の本拠を有する文化団体、各種団体及び補助事業を実施するために組織された実行委員会
補助対象経費	・普及公開事業：報償費・旅費・需用費・役務費・委託料等 ・担い手育成事業：報償費・旅費・需用費・用具、器具修理・購入費等
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	上限10万円、下限5万円
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	1/2以下
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	伝統芸能の継承、発展につながっているかどうかは数値で算出することは困難。イベントの誘客数や、事業内容が広く市民に伝統芸能を披露・体験させるもので、かつ、伝統芸能の継承・発展に寄与する等、子どもや若者を対象とした継続的な取組みとなっているかを評価する。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	令和6年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 市ホームページ等で募集
事業担当	（担当部署） 社会教育課佐渡学センター
	（電話番号） 0259-52-2447